

令和7年度 第3回台東区障害者地域自立支援協議会 議事録

開催日時	令和8年2月25日（水曜日） 10:00～12:20	
開催場所	台東区役所 10階 1001会議室	
出席者	委員	酒本委員長、花田委員、徳堂委員、藤田委員、桐木委員、佐藤委員、井上（太）委員、篠塚委員、江口委員、岩本委員、尾本委員、井上（健）委員
	その他	[障害福祉課] 庶務担当係長、総合相談担当係長、給付担当係長 [保健予防課] 精神保健担当係長 [松が谷福祉会館] 庶務担当係長、障害者デイサービス担当係長 [一般社団法人フェアリーエンターテイメント] 吉川莉奈代表理事
	事務局	[障害福祉課] 庶務担当係長、職員2名
欠席者	坂本副委員長、風間委員、村木委員、島村委員	
傍聴	一般傍聴 3名	
議題	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 新委員の委嘱及び紹介 3 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 就労部会報告 (2) 相談支援部会報告 (3) 暮らしの部会報告 (4) 障害福祉課より <ol style="list-style-type: none"> ① 台東区障害福祉計画の策定について ② 地域生活支援拠点の拠点コーディネーターの配置について(案) ③ 令和7年度台東区における地域生活支援拠点等の検証について 4 その他 <p style="margin-left: 2em;">日中活動サービス事業所等への訪問型ダンスレッスン事業について</p> 5 閉会 	

配布資料	資料1	台東区障害者地域自立支援協議会委員名簿
	資料2	令和7年度第3回台東区障害者地域自立支援協議会(就労部会)報告
	資料3	令和7年度第3回台東区障害者地域自立支援協議会(相談支援部会)報告
	資料4	令和7年度第3回台東区障害者地域自立支援協議会(くらしの部会)報告
	資料5-1	第8期台東区障害福祉計画の策定について
	資料5-2	区障害福祉計画に関連する国の計画、基本指針
	資料5-3	第8期台東区障害福祉計画年間スケジュール(案)
	資料5-4	第7期台東区障害福祉計画への意見・質問
	資料6/別紙	地域生活支援拠点の拠点コーディネーターの配置について(案)/コーディネーター業務フロー
	資料7	令和7年度台東区における地域生活支援拠点等の検証について
資料8	日中活動系サービス事業所等への訪問型ダンスレッスン事業について	

— 議 事 内 容 —

(1) 就労部会報告

資料1 「令和7年度第3回台東区障害者地域自立支援協議会(就労部会)報告」

委員長	<p>障害者雇用という部分を一般雇用に結びつけるなど、「就労」一つをとっても様々な視点がある。施設の中でこういうことに困っていますということより、広く区内の課題を出していけるのが自立支援協議会だと思うので事例検討を継続して行ってほしい。</p> <p>ハローワークの関連になると思うが、新規の精神障害者の求職者が拡大傾向にあるということだが、実際に求人は増えているのか。</p>
委員	<p>求人については職種に関係なく、全体的に増えている状況である。例年12月に集中して求人が多く集まる状況にある。職种的には、特にこの職種がというものではなく全体的に増えている状況にある。ただ、精神の方については全体的に前年、前々年と比べると多少減少している状況である。</p>
委員長	<p>マッチングができる、できないということだけではない難しさがあると思う</p>

がそのあたりを考えていく必要があると思う。

井上委員にお聞きしたい。精神障害のある方について課題であるとか、何か見えているようなことはあるか。

委員

相談支援事業所の立場として、就労移行、定着等を含めた意見になるが、マッチングや実習を大事にすることが必要だと思う。

また、定着終了後の支援をどうするかということが重要であると思う。就労定着支援終了後の3年後にどういう資源があるか、就労支援室や障害者就業・生活支援センターなどもあるが、終了者に対して絶対数が足りない。事業所一か所に対して、定着の終了者が増えている状況をどう支援していくか、相談支援事業所としては、どう情報連携をして支援していくかを考えていくことが必要になってくる。

体調の波ということに関しても、会社の理解が非常に大きいと思う。本人と主治医の関係がうまくいっていないと、他もうまくいかないことがある。主治医とどう連携していくかも課題である。このあたりができてくると、ご本人は能力の高い方も多くいるので、仕事を続けられるようになっていくのではないかと思う。

委員長

就労の部分だけではない課題もあると思うので、是非横の連携を図ってほしい。

短時間雇用の部分で、時間を多少相談できる求人という部分については業種など特徴があるのか。

委員

職種というよりは、短時間を希望する方が結構多くいらっしゃるの、職員の方から実習などから初めてだんだん時間を長くしていくのはどうかと提案するケースが多い。企業側の事情もあり、なかなか短時間雇用が進んでいないというのが現状である。

委員長

今は、派遣でも短時間で入れるシステムもあるので、そこに障害者を雇うとなると企業側も不安があるのかもしれない。今後、課題になっている部分を積み重ねながら、企業が求めていることなど全体を検証して行ってほしい。

事務局

短時間雇用については、本日ご欠席の坂本副委員長より、

『「短時間雇用についての回答でそこだけに焦点を当てるのが難しい。多少

相談出来る求人の中に短時間のものがあるかも知れない。」という回答ではハローワークとしては短時間雇用に積極的になっていない姿勢に見える。

働きたいと考えても30時間雇用が無理である。障害の週10時間未満雇用の創出に普及、啓発、プラットフォームを考えて欲しい。

例として、神奈川は大阪の企業ミライロと短時間雇用を連携させた。そういう企業を活かしていく必要性を感じる。ハローワークとして今後検討していただきたい。』というご意見を頂戴している。

デジタル障害者手帳を発行している株式会社ミライロが神奈川県と障害者雇用に関する連携協定を締結した。ここではミライロIDのプラットフォームを利用して週10時間未満の短時間雇用を推進するために、企業と働きたい人をマッチングする機会を提供するということである。

昨年、就労部会で、超短時間雇用の取組みをしている東大の教授に講演していただいたが、川崎市や品川区でもこのようなマッチング支援の取組みをすでに行っているということは区の方でも認識している。

委員長 体力的に長時間働くことが難しい方に対して10時間未満の雇用をどのようにして作っていくのかというところが重要になってくると思う。

委員 知的障害や身体障害を持った方のマッチングの難しさはどういったところにあるのか。

委員（報告者） 身体の方については、やはり段差など環境によるところが多いと思われるが、区内の中小企業でも、そういうところに配慮して取り組んでくれている企業もあるので、一概に環境によるとは言えない。

知的障害の方については、特別支援学校で実習をやっているのでも、マッチングの中で就労できるケースも多いが、どういうところが苦手で、どういったところを工夫すればできるのかというところについて支援者側が企業にうまく伝えていかなければいけない。また、自分自身の障害を理解しているかということについても企業側はみている。たとえば、自分はどこが苦手なのかをしっかりと理解して、こうしたらできます、こういう工夫をしてほしいと言えるかなど。

委員長 知的障害のある方については、本人が考えることが難しい部分を支援者が把握して伝えていくというところが大切になると思う。

- 委員 超短時間勤務についてB型に通いながら、1時間や2時間などの短時間勤務ができるようになったらいいと思う。それには、作業所や自分の家の近くにピンポイントで仕事ができるところがあれば、社会につながる経験になるし、時給としてしっかりお金が入るので、そういうマッチングの仕組みづくりを区として考えていって欲しい。
- 一般就労については、せっかく就労しても1年で終わってしまうというケースが多く、直属の上司が代わって対応が変わってしまい不安定になってやめてしまうということが多いようだ。指導員や上司の障害に対する理解をもっと深めてもらえるような働きかけが必要であるし、法定雇用率を上げるということで障害者を雇う場合は、指導員や上司に資格的なものを求めていくことも必要になってくるのではないかと考える。
- 委員長 今回の意見は、雇用側にしっかり研修を受けてもらうなど、雇用側のレベルを上げてもらいたいということだと思う。社会全体の障害に対する理解がなかなか進まない部分の現れでもある。一般就労を通じて初めて障害のある方と関わるという企業も多いと思うので、受け入れる前の体制というところはハローワークなどの研修を通じてやっていっていただきたいと考える。
- 委員（報告者） 上司や担当が代わることで揺らぐことは多く、それで仕事をやめたり、今までできたことができなくなったりすることがある。特例子会社の中でもそういったことがある。ただ一方で、企業研修をしっかりやってうまくいっているところもある。ジョブコーチ支援などを使うことによって、本人の特性に合ったプログラムができると誰に代わってもスムーズにできるということもある。
- 委員長 うまくいっているケースを積み重ね、実際に企業が困ったときに、このケースではこういう風にしていてうまくいったなどということを示してあげると、企業も見通しがつけられると思う。

(2) 相談支援部会報告

資料3 「令和7年度第3回台東区障害者地域自立支援協議会(相談支援部会)報告」

委員長 訪問入浴について、台東区として利用できるのは1社ということで、契約事業所を増やしてくれるよう要望しているとあるが、そもそも契約できる事業所が台東区にあるのか。

委員 区内には2事業者あり、そのうちの1社と現在契約を結んでいる。事業所の対応でなかなか時間が合わずに、ご希望に添えないケースがあるということは認識している。区としてこの課題について、今後対応を検討していきたい。

委員長 ぜひ検討して行ってほしい。
移動支援のヘルパー単独移動の場合には時給が発生しないというのは、大きな問題だと思う。この点についても、今後の課題として検討して行ってほしい。

ペイシエントハラスメントについては、離職につながってしまうことも多いが、個々の事業所で対応するには限界があるので、第三の窓口のような職員が相談できるような窓口があったらいいと思う。ここでは、中立な立場で両者の話を聞くことが大切になってくる。これは次のくらしの部会のテーマである人材の定着というところにつながってくると思う。

3ページのケース2に関する、物件情報に関して不動産屋などとの連携は区の方であるのか。

委員 精神のグループホームの卒業生については、単身サポートの居住支援をしているが、実際問題物件自体がない。不動産屋とは連携しているが、個人のつながりで物件情報を出してもらっているという場合もあり、いろいろな意味で難しい問題であると思う。

委員長 物件そのものがないというのは、区の課題として考えていく必要があると思う。

委員 台東区の住宅課で入居相談窓口がある。
入居相談については高齢者や障害を持った方でなかなか住まいが見つからないという方はご相談いただきたい。

事務局	後述の「資料5－4第7期台東区障害福祉計画への意見・質問」にあるが、住宅支援協議会に相談し不動産屋を紹介してもらったが、精神障害があるために物件が見つからなかった、何らかの支援体制を整備して欲しいという意見があった。
委員長	社会福祉協議会で社会的弱者の住まいをどうするかといった支援を行っているのでぜひ情報を広く収集して、取組みを共有して行って欲しい。
委員	グループホームの3年間の期間の後どうするかという問題がある。B型に通っている方だと年金と併せてもそれほど出ない。その中で滞在型に行くか、時間がかかっても遠い施設に行くかを検討せざるを得ないなどということがあったので、今後はそういう情報を活用していきたい。
委員長	まずは住むところが安定しないと仕事も生活も安心安全に暮らしていけない。住まいの安定については、区とも連携しながら考えていく必要がある。

(3) 暮らしの部会報告

資料4 「令和7年度 第3回台東区障害者地域自立支援協議会(暮らしの部会)報告」

委員長	<p>どこでもあることだとは思いますが、職員の特性を生かす業務内容がない、ハウレンソウ（報告、連絡、相談）がうまくいかないなど、当事者性の高い職員を雇ったことで別の職員が疲弊してしまうということがあると思う。当事者性の高い方の定着をどうしていくかは今後の課題であり全体として考えていけるといいと思う。</p> <p>また、依存症に関することは今後もトピックとして検討して行ってほしいと思う。現在は依存症でも様々なものがあるので部会として勉強していったほうがいいのではないか。</p>
委員	<p>依存症を含め精神疾患を知っていただくことは重要であると考えている。今年度、精神疾患に正しい理解を持ちましょうという内容の「心のサポーター研修」を初めて実施した。</p> <p>ケース1については、医療が入っているということなので、医療の点から考えると、この方は依存症でこういう方だけでも、体調に変化があった場合はこうしましょうというクライシスプランを主治医や訪問介護の方含めて、あ</p>

らかじめ立てておけば何かあったときに対応が可能になると思う。

委員長

クライシスプランについては、どこでどう共有されているか、活用されているかは見直していく必要がある。

特に精神障害の場合でなかなか受け入れ先がない場合は、障害の領域だけでなく、ぜひ生活困窮の関連と連携して行ってほしい。精神障害の方や依存症の方について対応している施設もある。いわゆる生活困窮者自立支援法の中の施設であるが、障害の枠組みを超えたところで活用できるものを探してみることもして欲しい。

新しい制度を作ることも大切だが、今ある資源を活用することも重要である。

(4) ①台東区障害福祉計画の策定について

資料5-1 「第8期台東区障害福祉計画の策定について」

資料5-2 「区障害福祉計画に関連する国の計画、基本指針」

資料5-3 「第8期台東区障害福祉計画年間スケジュール（案）」

資料5-4 「第7期台東区障害福祉計画への意見・質問」

委員長

障害者の防災という点については、現場の皆さんが関わっていかなければいけないところなので、今後、防災、防犯という点については時間を割いて議論して行ってほしい。

資料5-2の精神障害の方の地域包括ケアシステムについては、言葉だけが独り歩きしており、国からもイメージ図はあるが具体的にこういうものだということが示されていない。やはり大きな部分ではなくて、こういう自立支援協議会のようなところから検討していくことが必要であると考えている。

委員

以前は、在宅生活への充実が主な取組みとなっていたはずだが、今はどこに位置付けられているのか。ある程度整備されてきたという面もあるだろうがどのように解釈すればいいか。

委員

大きな項目が当てはめられないような具体的な支援等については、各事業の一つの項目として当てはめていくことになると思うので、これから精査していきたい。

事務局

今回お示しした第8期障害福祉計画の体系については、あくまでもベースと

なるものであり、策定していく中でご意見をいただいきたい。

委員長

例として、日常生活の援助については日中活動でもあり、余暇の部分でもあるということから要素が多彩である。また、在宅生活の部分については、夜間支援にも関わることなので、取りまとめの中でこういったところを意識して検討していただきたい。

委員

医療的ケアの方の居場所が限られている。医療的ケアを行う事業所への支援も大切である。短期入所、生活介護では訪問介護が使えないが、訪問介護の方が事業所に行っていただき、医療的ケアを受けている事業所の看護師が楽になり、もっと受け入れができるようになるなど、工夫をして考えていきたいと思っている。

また、在宅の支援に関しては、ご家族がヘルパーを家に入れたがらないという傾向もあり、そうするとご家族が看ることになり、ご家族が就労できないということにもなってしまう。重度訪問介護を提案してもご家族が受け入れないという状況が続くと、生活介護、短期入所に医療が入っていることが重要になってくると考える。そういったところを今後、相談支援部会の意見としてまとめていきたい。

委員長

その点については、家族との対話も含めて非常に重要になってくる。

② 地域生活支援拠点の拠点コーディネーターの配置について

③ 令和7年度台東区における地域生活支援拠点等の検証について

資料6／別紙 「地域生活支援拠点の拠点コーディネーターの配置について(案)／コーディネーター業務フロー」

資料7 「令和7年度台東区における地域生活支援拠点等の検証について」

委員長

資料7について、3か所で相談を受けているにもかかわらず、浅草ほうらいに相談が偏っているが何か理由があるのか。

委員

オンコール対応をしているので掛けやすいということがあるかもしれない。

委員

松が谷福社会館では受付時間が限られているため、相談件数が少ないのかもしれないが、相談時間を含めて今後検討していきたい。

委員長	<p>時間も関係しているかもしれないが、1回かけたことがあるところにはかけやすくリピーター的になるのかもしれない。ただ、松が谷福祉会館でもアクセスをしてもらうための検証をしていただきたい。</p> <p>2ページ目の緊急時の対応について、虐待の疑いの場合も緊急時に当たると思うが定義に入っていない。虐待の対応はしていないのか。</p>
事務局	<p>資料6別紙で短期入所施設の緊急の定義を記載しているが、これは予約が入っていてもこのようなケースの場合には予約を取り消して緊急の方の対応をする場合があるという説明に使用しているものである。たいとう寮や浅草ほうらいの知的、身体障害のある方の施設の場合は、主たる介護者の理由によるものが多いと聞いている。チェリーハウスについては精神障害の方なので、家族との関係性が悪化し虐待の可能性がある場合や、本人の症状で一時的に家族とは暮らせないといい状況で利用に至ると聞いている。</p>
委員	<p>浅草ほうらいでは身体・知的障害の方を対象に、地域生活支援センターあさがおでは精神障害の方を対象に虐待防止センターを設置している。相談が来た場合には、原則そちらにつなぐという流れになる。</p>
委員	<p>ご家族の入院で相談を受けることがメインだが、実際には、虐待で家に帰りたくないということで受け入れたケースが何件かある。定期的に区にも介入してもらい、短期入所の利用日数を増やし、月の半分を利用するなど、リピーターになっている方もいる。</p>
委員長	<p>資料7の2(4)今後の方向性で周知の徹底とあるが、本人になかなか届かないことが多いので、どのように伝えていくかは検討してほしい。</p> <p>強度行動障害のある児童の短期入所については計画に入れる等の検討も今後必要になってくると考える。</p> <p>資料7の4専門人材の確保・養成について、せっかく助成金が出るのに実績に結びついていないのは何か理由があるのか。</p>
事務局	<p>周知不足が理由の一つであるが、区内事業者は小規模のところも多いため職員を研修や資格取得させること自体が難しいといった側面も理由として考えられる。ただ、せっかく助成制度があるので活用してもらえよう努めていきたい。</p>

4 その他

日中活動サービス事業所等への訪問型ダンスレッスン事業について

資料8 「日中活動系サービス事業所等への訪問型ダンスレッスン事業について」

事務局

このダンスレッスン事業について、各部会に対しても周知していきたい。

委員長

聴覚過敏があると難しいかもしれないが、音楽もあり楽しんでもらえると思うので、各事業所では是非活用して行ってほしい。